

『初診・再診に係わる選定療養費』について

病院と診療所の機能分担を推進する観点から、「他の保険医療機関等からの紹介なしに200床以上の病院を受診した初診の患者さんについては、自己の選択で受診したものとみなし、初診料を算定する際に、別に費用を徴収することができる。」と厚生労働大臣が定めております。

2020年4月の診療報酬改定において、一般病床200床以上の地域医療支援病院は、地域の医院や診療所（かかりつけ医）からの紹介をいただいた患者さんや、緊急な治療を必要とする患者さんへの医療提供を中心に行うことをさらに推進するように初診時と再診時の選定療養費の徴収が義務化されました。

当院においても、他の保険医療機関からの紹介状を持たないで、直接受診し、初診となる場合は通常の医療費とは別に以下の料金をお支払いいただいております。

7,700円（税込）

但し、以下の場合は対象から除外されます。

- 救急車で来院された方
- 特定疾患等の公費保険の該当の方（一部の福祉医療の対象者は除く）

ここで言う「初診」とは、当院に初めて受診した場合だけでなく、以下の場合などが含まれます。

- 以前に受診していたが、その病気やけがが治っている場合
- 患者さんがご自分の判断で治療を中止して1ヶ月以上経過した場合

また、症状が安定し、外来担当医が他の医療機関へ紹介状を発行したにもかかわらず、患者さんご本人の希望により引き続き当院を受診される場合、通常の医療費とは別に料金をお支払いいただいております。

3,300円（税込）

※初診の際は、かかりつけ医などの医療機関からの紹介状をご持参いただくようお願い申し上げます。



群馬県済生会前橋病院